

2022年6月16日

株主・投資家の皆様へ

川崎汽船株式会社

**第154期定時株主総会上程議案に関する  
議決権行使助言会社のレポートについての当社見解**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2022年6月23日に第154期定時株主総会の開催を予定しておりますが、この度、議決権行使助言会社 Glass Lewis 社（以下、「GL社」）が、上程議案のうち第3号議案「取締役9名選任の件」のうち明珍幸一（現代表取締役社長）の選任に、反対推奨を行っているとの情報を入手致しました。

つきましては、下記のとおり GL 社の反対推奨に対する当社の見解を述べさせていただきますので、株主の皆様におかれましては、当社の見解をご参照いただいたうえで、改めて該当議案へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. GL 社の反対推奨内容

GL 社の基準では、原則として、監査役設置会社において取締役会と監査役会の独立役員合計人数の割合が3分の1に満たない場合、会長（会長職が無い場合は最上級役員）に対して反対助言する方針としています。GL 社が候補者番号9の亀岡剛氏を「独立者 (Independent)」ではなく「関係者 (Affiliated)」の社外取締役候補者と分類したことから取締役・監査役合計13名のうち独立役員が4名となり、同社の独立性基準を満たさず、候補者番号1の明珍幸一に対して反対助言が行われたと思われま。

GL 社では、年間連結売上高の1%以上の取引がある相手を重要な取引先としており、亀岡氏の出身企業がそれに該当するとして「関係者」と判断したものと思われま。

2. 当社の見解

当社では社外取締役選任のための独立性基準を定めています。その中で、過去3年間の連結売上高に占める相互の取引額が2%を超える企業集団の業務執行者であった者には独立性を認めておりませんが、亀岡氏が代表取締役副会長執行役員を務めていた出光興産株式会社と当社の取引高は2%に満たず、当社の独立性判断基準は満たしております。

当社が上場する東京証券取引所では、独立性の判断基準となる「主要な取引先」かどうかについて、「会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先

である者（法人以外の団体を含む。）に準じて上場会社が判断する」とし、その具体例としても、「当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手」を例示するに留まっており、具体的にどのような基準を設定するかは、各社ごとの個別の事情に基づき、各社が適切に設定することが期待されているものと理解しています。そして、当社の判断基準である「連結売上高の2%」は、ニューヨーク証券取引所（NYSE）の基準を参照して設定したもので、独立性を判断する基準として適切なものだと考えております。

当社の社外取締役の独立性判断基準については「第 154 期定時株主総会招集ご通知」の 21 ページをご参照ください。

株主・投資家の皆様におかれましては、形式的な基準のみによるご判断ではなく、当社の考え方についてもご理解いただき、スチュワードシップ・コードに基づいたうえで、議決権行使をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上